

愛知県環境影響評価審査会浜松湖西豊橋道路部会 会議録

- 1 日時 2024年11月29日(金) 午後3時から午後4時まで
- 2 場所 愛知県環境調査センター 1階 第1会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) (仮称) 浜松湖西豊橋道路(愛知県区間) 環境影響評価方法書について
- 4 出席者
 - (1) 委員
【オンライン出席】
岡村委員、小野委員、佐野委員、塚田委員、内藤委員、中野委員、廣岡委員
(以上7名)
 - (2) 事務局
環境局：平野技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
和田課長、鈴木担当課長、国立課長補佐、猿渡主査、渥美主査、加登技師
(以上7名)
 - (3) 事業者等
10名
- 5 傍聴人
2名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 資料1について、事務局から説明があった。
 - ・ 部会長について、中野委員が互選により選出された。
 - ・ 部会長代理について、中野部会長が岡村委員を指名した。
 - ・ 会議録の署名について、中野部会長が佐野委員と塚田委員を指名した。
 - イ (仮称) 浜松湖西豊橋道路(愛知県区間) 環境影響評価方法書について
 - ・ 資料2から資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】1点目は、前回指摘した調査方法に関することであるが、資料3では、都市計画決定権者として都市計画手続に沿った環境影響評価調査専門部会で専門家の意見を聴くという見解である。環境影響評価手続上の環境影響評価審査会で調査前に調査方法等の審査は必要ないということであれば、アセスの制度そのものが形骸化してしまうことを危惧している。

2点目は、本事業計画は道路延長が長く、大規模な道路であることから、いろいろな生き物の生息地を分断する可能性があることについてである。そのことにより、直接的には、動物が交通事故に遭う可能性が高くなることなどが予測されるが、それ以上に動物の移動が制限され遺伝子的な交流がなくなるおそれがある。道路の下に動物が通れるトンネル等を造ることにより、生息地の分断の影響をできるだけ小さくするようにしてほしい。

3点目は猛禽類に関することであるが、11月に行った現地視察の際、岩屋緑地から北東の方角にオオタカの飛翔を確認したことから、おそらくこの周辺に生息していると思う。十分に猛禽類の調査をしていただきたい。

4点目は、豊橋市長意見において、特定外来生物に関する意見が出されていることについてであるが、具体的に何かの生き物を想定した意見であるのかを教えていただきたい。

【事務局】1点目の調査方法について、事務局で都市計画決定権者と調整した結果、都市計画手続の中で行う環境影響評価調査専門部会の内容を、本審査委員の皆様にも情報提供させていただく。その際、意見等があれば事務局にお伝えいただき、都市計画決定権者に伝えることとしたい。

2点目の生息地の分断に関する対応策については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、都市計画決定権者が準備書の段階で示すこととなる。都市計画決定権者には、委員からの意見を踏まえて、環境保全措置を検討するよう伝えておく。

3点目について、現地視察の際に、オオタカの飛翔が確認されたことから、今後の調査において猛禽類の営巣等が確認された場合には、それらに対する影響を適切に把握するための調査を行うよう部会報告案に盛り込んでいる。都市計画決定権者には、オオタカにも留意して調査を行うよう伝えておく。

4点目の豊橋市長意見において、特定外来生物が何を想定しているのかという点については、部会終了後に豊橋市に確認して報告する。

【中野部会長】事務局から説明のあった部会報告（案）について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等なし）

【中野部会長】異議なしとされたので、このまま部会報告とする。

（3）閉会